14章　IT・システム開発・クラウド　　第Ⅳ部　類型

契約不適合：システム開発の場合

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在

システム開発の契約書に、次の条項があるとします。

> 納品物に、確定した仕様と不一致が発見された場合、甲は乙に対して、当該契約不適合の修正等の履行の追完を請求することができる。（注1）

見慣れた条項です。しかし、納品後に「月次処理に12時間かかる」「番号欄に英字を入れると勝手に数字になる」と言われたとき、それが「確定した仕様との不一致」なのかは、この条項からは分かりません。

契約不適合責任そのものの枠組み（追完、減額、損害賠償、解除、期間制限）は、別稿「契約不適合責任の全体像」と別稿「契約不適合責任と期間制限」が扱います。条文の出発点だけ確認すると、請負には売買の担保責任の規定（民法562条・563条）が559条で準用され、損害賠償と解除は債務不履行の一般規定によります（注2）。本稿は、システム開発に固有の問題に絞ります。

なお、完成前は債務不履行、完成後は契約不適合という区別は、改正民法の下でも意味があります（注3）。どこからが完成かは、別稿「完成・未完成の判断」が扱います。

二　システム開発に固有の部分

1　バグは契約不適合か

バグは不具合なので、形式的には契約不適合にあたりそうです。しかし、裁判実務はそうは考えていません（注4）。東京地判平成14年4月22日は、次のように述べました。

> 情報処理システムの開発に当たっては、作成したプログラムに不具合が生じることは不可避であり、プログラムに関する不具合は、納品及び検収等の過程における補修が当然に予定されているものというべきである。このような情報処理システム開発の特殊性に照らすと、システム開発の途中で発生したシステムの不具合はシステムの瑕疵には当たらず、システムの納品及び検収後についても、注文者から不具合が発生したとの指摘を受けた後、請負人が遅滞なく補修を終えるか、注文者と協議した上で相当な代替措置を講じたと認められるときは、システムの瑕疵には当たらないものと解するのが相当である。（注5）

同じ判決は、処理速度の不具合については瑕疵と認めました。在庫照会の検索に30分以上かかる場合があり、月次処理の実行中は端末が使えないなどの不具合は、販売管理システムで通常業務を行ううえで看過できない重大なもので、ベンダは処理速度の改善を契約とは別の対応だと告げ、適切な代替措置をとったとも認められなかったからです（注5）。**この判決では、指摘を受けた後に遅滞なく直したか（または相当な代替措置をとったか）と、業務にどの程度の支障があるかで分かれました。**

全ての不具合を契約不適合とすると、速やかに直しても不適合があった事実は残り、解除や損害賠償の主張を受けることになります。これはバグが不可避なシステム開発ではベンダに酷で、他方で速やかに修補されればユーザに不利益はありません（注6）。反対に、システムの機能に軽微とはいえない支障を生じさせて遅滞なく修補できないものや、数が著しく多く順次発現して稼働に支障を生じさせるものは、契約不適合にあたると考えられています（注7）。

2　「仕様書に適合しない」の判断

システム開発の契約不適合は、一般に「システムが約束した仕様・性能に仕上がっていない場合」と考えられています（注8）。問題は、約束した仕様が何かです。

第一次的には、要件定義書や設計書で定まります（注9）。ウォーターフォール方式では、各工程の成果物はその前工程の成果物に照らして判断され、要件定義書と設計書が食い違えば、後に作られた設計書が基準になることが多いです（注9）。契約の時点で仕様が確定しているわけではなく、工程の進行に伴って徐々に確定していく面があります（注9）。

厄介なのは、文書に書かれていない仕様です。提案依頼書、提案書、議事録、担当者間のメール、障害管理表にはあるのに、要件定義書や設計書には書かれていない機能や性能は、実際には多く存在します（注10）。開発途中の機能の追加・変更も、文書に反映されないまま進むことがしばしばあります（注11）。そうなると、開発時のやりとりや資料から合意内容を認定するほかありません（注11）。処理時間のような非機能要件は、文書に明記されているかがとくに重要です（注10）。

判断の順序は次のようになります（注12）。

1. 現象を特定する（再現性のないものを除く）
2. 原因を切り分ける（システム自体か、操作ミスか、連携する他のシステムか）
3. 残ったものを、約束した仕様・性能と比べる
4. 実装されていない機能なら、それが約束した仕様か、ユーザの一方的な要求にすぎないかを見る

3　準委任部分には契約不適合責任の規定が働かない

多段階契約で準委任とした工程には、請負の契約不適合責任の規定は働きません。ベンダが負うのは善管注意義務で、責任は善管注意義務違反の債務不履行責任になります（注13）。

準委任だからといって責任がないわけではなく、業務の遂行方法や結果に問題があれば責任を問われます（注14）。また、契約書に成果物の納品・検収を報酬支払の条件とする規定があると、請負を推認させる要素になります（注15）。準委任にするなら、成果物に関する契約不適合責任の規定を置かない形にそろえます（注16）。工程ごとの選び方は別稿「多段階契約における工程ごとの類型選択：どの工程を請負にしどの工程を準委任にするか」が扱います。

4　保守契約との切り分け

納品後の不具合には、契約不適合としての無償の修補と、保守契約に基づく対応の二つの入口があります。どちらにあたるかで、費用の負担と対応の義務が変わります。

開発と保守を別の契約にすると、不具合の報告を受けたベンダは、契約不適合だから無償なのか、保守の範囲なのか、どちらでもない追加開発なのかを判断しなければなりません。保守の料金を払っていても、契約不適合責任の期間内の不具合なら開発契約で無償で直すのか、保守の対象から除くのかを、書いておきます。

三　契約実務への還元

何と何の不一致を契約不適合とするかを、契約書で具体的に決めます。単に「確定した仕様」と書くと、何がそれにあたるかが争いになります（注17）。「要件定義書及び外部設計書との不一致」と書けば、基準は明確です（注17）。

あわせて、仕様の追加・変更があったら確定した文書に反映する手続を定め、反映されていないものは仕様と認めないと書いておけば、文書から離れた変更が基準を崩すことを防げます（注18）。ユーザは実装したい機能・性能を漏らさず文書に書き、ベンダは不用意にあいまいな記載を残さないようにします（注19）。

期間制限も書き直しが要ります。民法では不適合を知った時から1年以内の通知ですが、ユーザが知らないままだと、ベンダは最大10年責任を負います（注20）。従来の取引慣行は検収後6か月から1年で、引渡時や完成時を起算点とする枠組みを維持するなら、契約で明確に定めます（注21）。

バグの扱いとあわせると、次のようになります。

> 第〇条（契約不適合）
> 1　本件ソフトウェアが検収完了時の要件定義書及び外部設計書（第〇条の手続により変更されたものを含む）に適合しないことを、本条において「契約不適合」という。
> 2　甲から契約不適合の指摘を受けた場合、乙は遅滞なく修補または相当な代替措置を講じる。これらの措置が遅滞なく講じられたときは、甲は当該契約不適合を理由として解除または損害賠償請求をすることができない。ただし、本件ソフトウェアの使用に重大な支障を生じさせる契約不適合については、この限りでない。
> 3　乙が本条の責任を負うのは、検収完了後1年以内に甲が通知した場合に限る。ただし、甲が検査によって発見することが合理的に期待できない契約不適合については、甲がこれを知った時から6か月以内に通知した場合とする。
> 4　乙が契約不適合を知り、または重大な過失により知らなかった場合には、前項の期間制限を適用しない。
> 5　保守契約を締結している場合であっても、第3項の期間内の契約不適合の修補は本条による。

ユーザの立場なら、2項第2文を削るか、「重大な支障」の範囲を広く定めます。受託者の立場なら、5項を保守の料金体系と合わせて確かめます。工程の中に準委任が混じるときの全体の設計は、別稿「多段階契約における工程ごとの類型選択：どの工程を請負にしどの工程を準委任にするか」で扱います。

参考文献等

（注1）吉羽真一郎編集代表『条項解説　事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）69頁
（注2）前掲注1・70頁
（注3）前掲注1・71〜72頁
（注4）前掲注1・76頁
（注5）東京地判平成14年4月22日判タ1127号161頁（平成10年（ワ）第22251号、平成11年（ワ）第18926号）

（注6）前掲注1・77頁
（注7）前掲注1・77頁
（注8）前掲注1・72頁
（注9）前掲注1・73頁
（注10）前掲注1・73〜74頁
（注11）前掲注1・74頁
（注12）前掲注1・75〜76頁
（注13）前掲注1・88頁・91頁
（注14）伊藤雅浩＝久礼美紀子＝高瀬亜富『ITビジネスの契約実務〔第2版〕』（商事法務、2021）33頁
（注15）前掲注1・97頁
（注16）前掲注1・99頁
（注17）前掲注1・80〜81頁
（注18）前掲注1・81頁
（注19）前掲注1・75頁
（注20）前掲注1・77〜78頁
（注21）前掲注1・78頁・81頁・83頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/system-kaihatsu-keiyaku-futekigo/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「契約不適合：システム開発の場合」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。